

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にて、2009年から2011年までの介護保険料は決定しています。第4期については、所得段階7段階で行っていて、低所得者にたいしては、最大50%減となっています。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、それ以外は考えていません。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答) 厚生労働省通知に従って実施しています。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 西春日井福祉会による特別養護老人ホームの整備を進めています。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 介護従事者待遇改善特例交付金等、財政的支援が行われていると思いますが、労働条件については、各事業所で検討しているものと考えます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。(土・日の希望者については業者の紹介) また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会で実施しています。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) 緊急通報システム、配食サービス、寝具乾燥サービス、ホームヘルパー派遣事業を実施し、自立した生活が続けられるよう支援を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答) あしがるバス(地域巡回バス)を運行しており、春日町の合併にも対応して充実させています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 老人福祉センターの会議室などの貸し出しをおこなっています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 公営住宅の建設予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 要介護1以上の方については対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 要介護認定時にお知らせ文書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療対象者の医療費負担の無料については、愛知県広域連合に於いて決められることで、本市独自の無料は考えていません。後期高齢者福祉医療の拡大については、現在のところ考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)

③後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 財源的なこともあります、県制度で実施したいと考えています。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 現在のところ考えていません。

★②妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 現在、産前にについてのみ14回まで無料としています。初回健診の無料化は考えていません。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答) すでに1.4倍以下で運用しております。当市の基準は1.3倍以下です。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 学校給食費に関する補助は就学援助費では全額、特別支援教育就学奨励費では半

額、また第3子以降の給食費補助要綱により、清須市立小中学校へ同一世帯から3名以上通っている場合は、その世帯の課税状況が非課税かもしくは所得割課税がない場合には第3子以降の児童生徒について給食費が全額補助の対象となっています。

現在のところ全児童生徒分の無償化は検討しておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答) 国保の広域化は国に於いて、どのように進めるか検討されていますので、その動向を注視しているところです。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 清須市的一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、減免制度の拡充及び保険税の引き下げについては考えていません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答) 現在のところ給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答) 収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 収納課に於いて、加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分おこない対処しています。また、調査は実施する考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。(平成20年8月1日施行)制度の周知においては、市のホームページ・広報で周知しています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(ア～オの回答) 現在のところ考えていません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 市が直接事業者となることや、民間事業者に対する市独自の助成制度を設けていません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

自己負担金について…国保対象者の特定健診(歯周疾患検診も希望によって実施)については、自己負担金は無料です。がん検診については、自己負担金を検診項目ごとに、実費の1／3程度の負担をお願いしています。
歯周疾患検診(30～39歳を対象とした健康診査と同時実施)についても、同様に負担をお願いしています。無料化については考えていません。

実施時期について…特定健診については、今年度から、希望により個別医療機関委託又は集団検診の選択性としています。実施期間については保健指導の関係もあるので、通年は考えていません。がん検診等については、実施医療機関の確保や費用の面から集団検診で実施しており、個別医療機関委託や通年化は考えていません。ただし、子宮がん検診については、名鉄病院に委託しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 現在30～39歳を対象として実施している。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) 現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会では、ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンのあり方について検討しているところであり、その動向を注視しているところであり

ます。子宮頸がんワクチンについては、国の補助が実施された場合は実施します。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 定期接種化については、国で検討中ではありますが機会があれば働きかけたいと考えております。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 相談者に対しては、生活保護の申請をする意思があるかどうかを確認し、申請する意思がある場合は、直ちに申請を受理しており、保護申請の妨害は一切していません。ただ、他方他施策を優先させる為、他に生活を維持していく為の手段が見つかった場合は申請の却下という処置をとらせていただく場合があります。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定による14日以内の通知を実施しており、早急な対応を心掛けている。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 就労支援等については、日ごろより迅速で丁寧な対応を実施している。しかし、今日の継続する不況の中、ワーカーによる就労支援のみでは徹底実施を行い難く、より専門的に実施するため「就労支援員」を臨時職員として雇用できるよう検討する。